

「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」の変更の認定について

福島復興再生特別措置法第17条の9第9項において読み替えて準用する同法第17条の4第1項の規定に基づき、令和6年4月12日に福島県双葉町長から変更の認定申請があった「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」について、本日、関係行政機関の長への同意を得て、内閣総理大臣による認定を行いました。

引き続き、認定した計画に基づき、除染・家屋解体や道路・上下水道等のインフラ復旧等を一体的に進め、特定帰還居住区域における避難指示解除に向けた取組を推進してまいります。

(参考) 主な変更事項

- ・ 特定帰還居住区域に関する事項（区域の追加）等

添付1 「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」の変更について

添付2 双葉町特定帰還居住区域復興再生計画

本件連絡先

復興庁 制度班 泉、真田

電話: 03-6328-0250

FAX: 03-6328-0295

「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」の変更について

令和 5 年 9 月 29 日付で認定した福島県双葉町の「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」について、福島復興再生特別措置法に基づき、計画の変更を認定。

(1) 計画の概要

計画期間：令和 5 年（2023 年）9 月 29 日～令和 11 年（2029 年）12 月 31 日

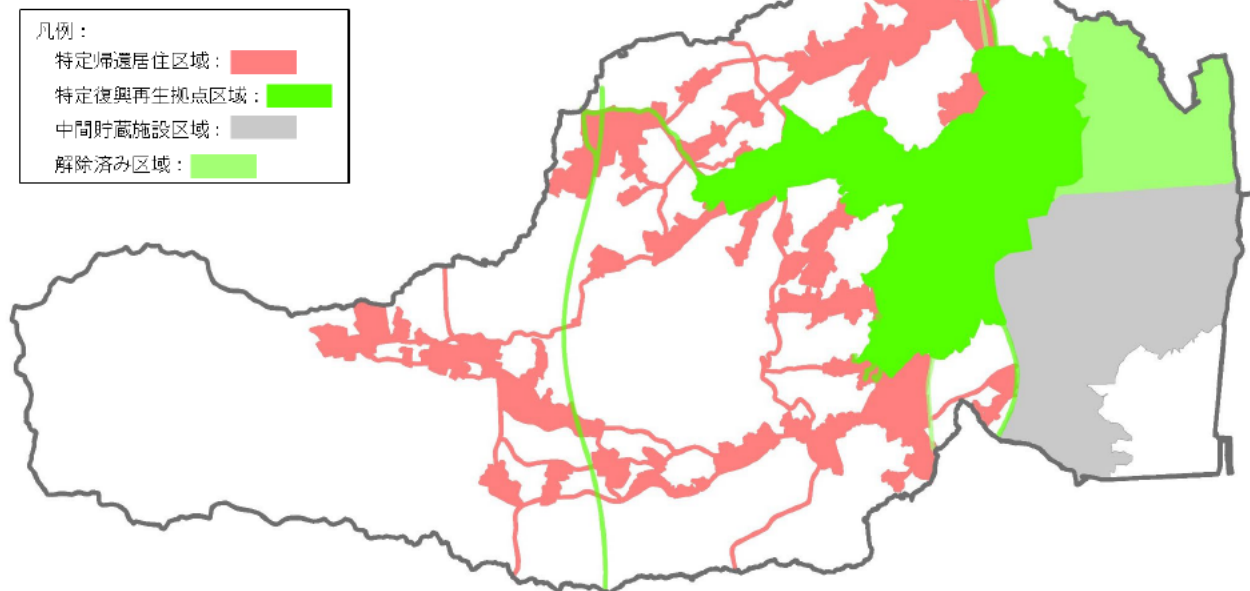
計画区域：大字 こうのくさ 鴻草、しづかわ 渋川、ながつか 長塚、てらさわ 寺沢、まつくら 松倉、かみほとり 上羽鳥、しもほとり 下羽鳥、めさく 目迫、
みずさわ 水沢、まえだ 前田、しんざん 新山、ほそや 細谷、やまだ 山田、まつざく 松迫、いしくま 石熊の各一部

主な事業：除染・家屋解体、道路・上下水道等のインフラ復旧 等

(2) 主な変更事項

- ・特定帰還居住区域に関する事項（区域の追加）等

(3) 区域図



(参考) 根拠条文

福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第 17 条の 9 第 9 項において読み替えて準用する法第 17 条の 4 第 2 項において準用する法第 17 条の 9 第 6 項において、市町村長から変更の認定申請があった特定帰還居住区域復興再生計画について内閣総理大臣が認定することを規定。

特定帰還居住区域復興再生計画

福島県双葉町

令和 5 年 9 月

令和 6 年 4 月 改定





1. 特定帰還居住区域－区域の範囲

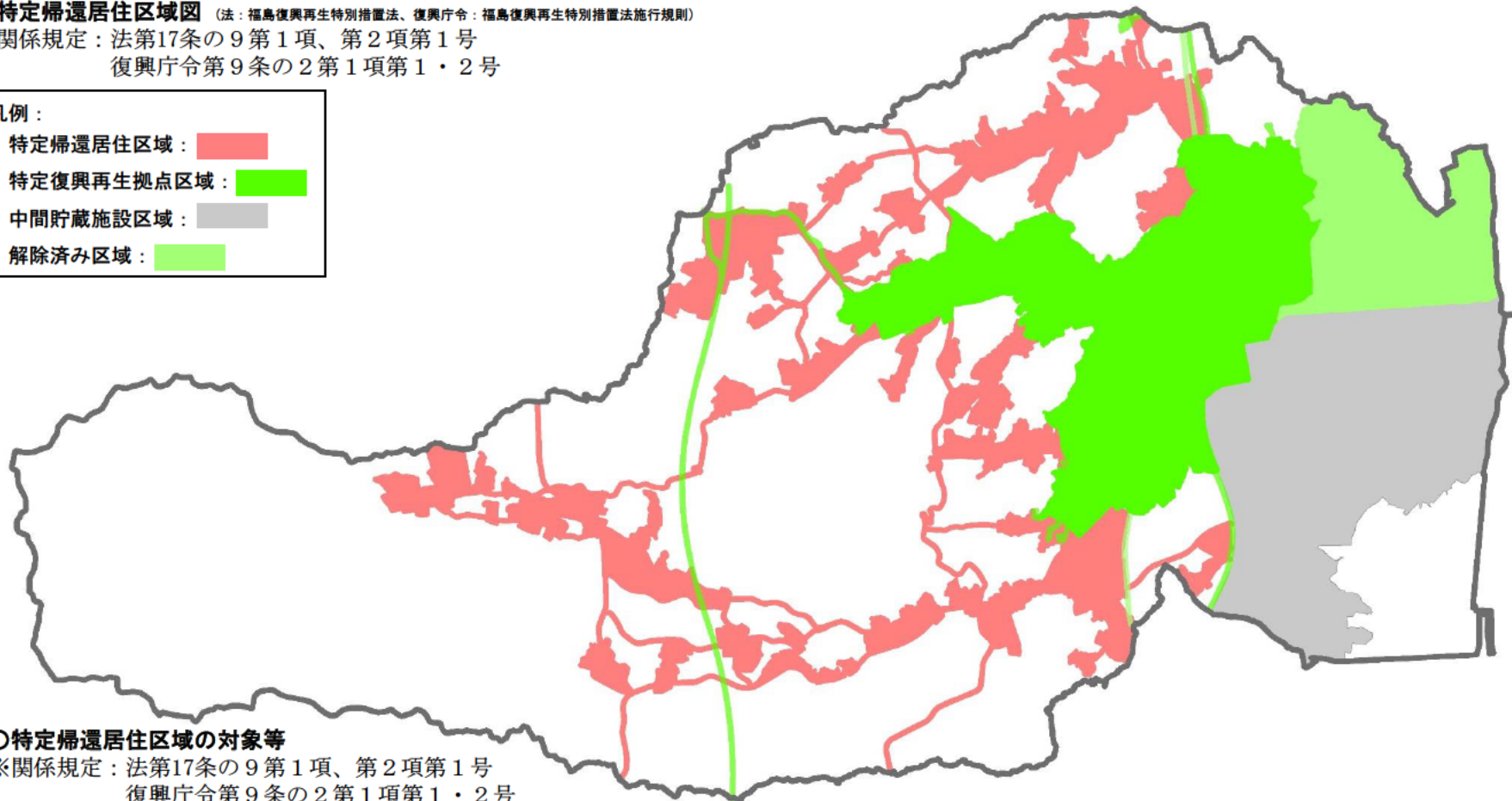
市町村名	福島県双葉町
区域	大字鴻草、渋川、長塚、寺沢、松倉、上羽鳥、下羽鳥、目迫、水沢、前田、新山、細谷、山田、松迫、石熊の各一部

○特定帰還居住区域図 (法：福島復興再生特別措置法、復興庁令：福島復興再生特別措置法施行規則)

※関係規定：法第17条の9第1項、第2項第1号
復興庁令第9条の2第1項第1・2号

凡例：

特定帰還居住区域：	
特定復興再生拠点区域：	
中間貯蔵施設区域：	
解除済み区域：	



○特定帰還居住区域の対象等

※関係規定：法第17条の9第1項、第2項第1号
復興庁令第9条の2第1項第1・2号

<特定帰還居住区域に含まれる施設>

- ・国道288号、県道256号（井手長塚線）のうち長塚工区バイパス部分、町道等の特定復興再生拠点区域や周辺の市町村等にアクセスするために必要な道路
- ・インフラ復旧・整備のために必要な施設（道路、河川、上下水道、電気・通信、農業水利施設等）
- ・集会所、墓地、神社等の帰還する住民が日常生活を営むために必要となる施設

※なお、特定帰還居住区域には、特定復興再生拠点区域及び中間貯蔵施設の区域を含まない。

<その他>

- ・土壌等の除染等の措置は、特定帰還居住区域の避難指示解除、安全な通行の確保に必要な範囲について実施する。

1. 特定帰還居住区域一区域の範囲

○特定帰還居住区域の状況

※関係規定：法第17条の9第1項 復興庁令第9条の2第1項第2号

<放射線量等>

- ・一部で20mSv/年を上回る箇所も存在するが、概ね20mSv/年以下まで空間線量が低下している。

<事故前後の状況>

- ・事故前は、各行政区においてコミュニティが形成されており、行政区でまとまって活動してきた。事故後は、長期間の避難指示の継続と立入り制限により、荒廃した道路、上下水道等のインフラ復旧が急務となっている。また、帰還する住民が事故前と同様に安心して日常生活を営むことができるよう生活環境を整える必要がある。

<特定復興再生拠点区域との一体性>

- ・それぞれ特定復興再生拠点区域内の地域と町道等が通じており、一体的に復興及び再生を図ることができる。

※関係規定：法第17条の9第2項第2号

2. 計画の意義・目標

- ・東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う全町避難から13年以上が経過したが、避難指示が解除された区域は町域の約15%程度にとどまっている。双葉町としては残り85%の帰還困難区域についても全面的除染・避難指示解除を引き続き求めているところだが、いまだ帰還困難区域とされている区域の住民から早期に帰還を望む声が多く寄せられていることから、2020年代をかけて、帰還意向のある住民全員の特定帰還居住区域への帰還を実現することで、もって町の復興及び再生に資することを目標とする。

※関係規定：法第17条の9第2項第3号

3. 計画の期間

- ・令和5年（2023年）9月29日～令和11年（2029年）12月31日

4. 特定帰還居住区域の整備等（事業再開のための支援、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備に関する事項）

<特定帰還居住区域外とのアクセスの確保>

- ・避難指示解除済みの県道254号（長塚請戸浪江線）、県道256号（井手長塚線）等の維持管理・修繕や、国道288号、県道256号（井手長塚線）のうち長塚工区バイパス部分、町道等の除染・整備により特定復興再生拠点区域や周辺の市町村等へのアクセス道路を確保する。

<特定帰還居住区域内の整備の概要>

- ・除染・家屋解体を進め、道路、河川、上下水道、電気・通信等の生活インフラの復旧・整備を実施する。
- ・集会所等については、利用ニーズを考慮し、住民のコミュニティ再生に寄与するものとなるよう再整備を進める。
- ・農業水利施設の復旧・整備等については、各地域における営農再開に向けた検討状況等に留意しつつ、関係者と協議の上、営農に必要な範囲での実施に向けて調整を進める。
- ・その他生活関連サービスについては、避難指示解除時のサービス提供を目指し、関係者と調整を進める。
- ・インフラ整備と土壌等の除染等の措置などについては、特定復興再生拠点区域復興再生計画の際と同様に、一体的かつ効率的に実施する。

5. 土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理

※関係規定：法第17条の9第2項第7号、第17条の23第1・2項

- ・本計画、関係法令及び「除染関係ガイドライン（環境省 平成25年5月 第2版（平成30年3月追補）」に従って、特定帰還居住区域において避難指示解除に必要な範囲について、国が土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理を行う。

6. 廃棄物の処理

※関係規定：法第17条の9第2項第7号、第17条の23第3・4項

- ・本計画、関係法令及び「廃棄物関係ガイドライン（環境省 平成25年3月 第2版）」に従って、特定帰還居住区域において国が認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の処理を行う。
- ・また、本計画に基づき各事業主体が実施するインフラ整備事業に伴い発生する廃棄物についても、国は個別に各事業実施主体と相談しながら、当該インフラ整備事業の実施に支障が生じないよう対応する。

7. その他特定帰還居住区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

※関係規定：法第17条の9第2項第8号

<生活関連サービス、防犯・防災等>

- ・生活ごみ処理サービスの再開にかかる調整を実施する。
- ・医療については、双葉駅西地区に双葉町診療所が開所しており、同診療所は、特定帰還居住区域の比較的近隣に立地しているため、当面は当該施設を運営するとともに、近隣市町村に所在する二次医療機関と連携する。
- ・介護については、当面は町社会福祉協議会や介護事業者等との協議・調整を継続する。
- ・防犯・防災については、帰還意向を示した町民が安心して帰還を果たせるよう、引き続き防犯パトロール等を実施する。

<住民帰還に向けた取組>

- ・町民が町内へ帰還できるよう住宅支援等を含め支援策を検討する。

<その他（立入管理等）>

- ・認定後、空間線量率の状況等を踏まえ、必要に応じ帰還困難区域における立入規制の緩和を内閣府に働きかける。